

緊急時等の連絡先の提出について

千葉県環境生活部大気保全課あて
E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

**新規事業所
又は
FAX番号、電話番号及びメールアドレスについて
令和6年度の提出内容から変更がある事業所
のみ「大気保全課」まで提出してください。
(担当部課名や担当者名のみが変更の場合は提出は不要です。)**

光化学スモッグ注意報等の発令試験を実施するため、事前に緊急時等の連絡先を把握する必要があります。つきましては、**新規事業所とFAX番号、電話番号及びメールアドレスについて令和6年度の提出内容から変更がある事業所**は下記に必要事項を御記入の上、本票の提出をお願いします。

提出先：千葉県環境生活部大気保全課 (e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp)

・提出は電子メールでお願いします。

・要綱第10条第3項の規定により除外される工場等については、本票の提出は不要です。

記

協力工場名称： _____

所在地： _____

本票作成者： (部署名) _____ (氏名)

(本票の内容について説明できる方) _____ (電話番号)

_____ (Eメールアドレス)

緊急時等の連絡先

	担当部課名	担当者名 (正副)	FAX番号	電話番号 (内外線)
平日				
休日				
メール アドレス	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
休日メール アドレス ※平日と異なる場合のみ 記載	① (※)			
	② (※)			
	③ (※)			
	④ (※)			
	⑤ (※)			

(注) 確実に連絡がとれるFAX番号及び電話番号を記載してください。
電話番号は発令時の受信確認に用いる番号を記載してください。
メールアドレスは、平日・休日で各10件まで登録可能です。欄が足りない場合は欄を追加し記入してください。
テレメータ接続工場はFAX番号の記載は不要です。

【提出先及び連絡先】
千葉県 環境生活部 大気保全課 大気規制班
千葉県千葉市中央区市場町1番1号
TEL:043-223-3804
FAX:043-224-0949